

募集住宅一覧表(随時募集)

番号	募集住宅名	棟、部屋番号	募集区分	募集住宅の概要					風呂	ガス種別	最大電気容量	テレビ用アンテナ設置区分	駐車場
				所在地	全戸数	竣工年度	構造	間取り					
1	堂崎町西	2棟 302号	一般	堂崎町4番地5	100戸	S50	中耐5階建	3DK	風呂釜	都市	30A	個人	駐車場無
2	永昌町	1棟 404号	一般	永昌町25番1号	64戸	S56	中耐4階建	3DK	風呂釜(※1)	都市		市	駐車場無
3	永昌町	3棟 203号	一般	永昌町25番3号	64戸	S56	中耐4階建	3DK	風呂釜(※1)	都市		市	駐車場無
4	御館山	1棟 404号	一般	永昌町40番1号	48戸	S59	中耐4階建	3DK	風呂釜(※1)	都市		市	駐車場無
5	長田	1棟 203号	一般	長田町2436番地	22戸	S62	中耐4階建	3DK	風呂釜(※1)	都市		市	有料駐車場(2,000円/月)
6	西園	A棟 402号	子育て	多良見町西園481番地10	20戸	H8	中耐4階建	3DK	3点給湯	プロパン	市	有料駐車場(1,000円/月)	
⑦	唐比東	つ棟 3号	一般	森山町唐比東811番地第1	36戸	H1	中耐3階建	3LDK	風呂釜(※1)	プロパン	市	有料駐車場(1,000円/月)	
⑧	銀杏山	B棟 302号	一般	飯盛町里1663番地2	32戸	S52	中耐4階建	3DK	給湯(浴室のみ)	プロパン	市	有料駐車場(1,000円/月)	
⑨	宇良	A棟 5号	一般	高来町汲水85番地	42戸	S48	簡耐2階建	3K	風呂釜(※1)	プロパン	個人	駐車場無	
10	下里	6棟 22号	一般	高来町里3番地13	56戸	H8	低耐2階建	3DK	3点給湯	プロパン	市	有料駐車場(1,000円/月)	
11	井崎	A棟 3号	一般	小長井町井崎222番地	18戸	S58	簡耐2階建	3DK	風呂釜(※1)	プロパン	個人	駐車場無	
12	西久保	A棟 2号	一般	小長井町小川原浦1304番地1	20戸	S60	簡耐2階建	3DK	風呂釜(※1)	プロパン	個人	駐車場無	
13	長里	B棟 1号	一般	小長井町大峰973番地1	10戸	H1	低耐2階建	3DK	3点給湯	プロパン	個人	駐車場無	
14	遠竹	D棟 1号	一般	小長井町遠竹819番地	18戸	H3	低耐2階建	3DK	3点給湯	プロパン	個人	駐車場無	

◎単身の方が申込みできる住宅は、上記募集住宅一覧表の左欄の番号を○で囲っている住宅に限ります。

1 募集区分の見方

(1)高齢等世帯：

- ①高齢者(60歳以上)の単身世帯、高齢者夫婦世帯(夫婦のいずれか一方)又は親族である高齢者のみからなる2人世帯。
- ②恩給法別表第1号表の3の第1款症以上の障害があり、戦傷病者手帳を所持している方。
- ③身体障害者手帳1～4級を所持している方。
- ④精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している方。
- ⑤上記④に規定する精神障害の程度に相当する知的障害があり、療育手帳を所持している方。

※②～⑤については年齢制限はありませんが、単身又は2人世帯(2人とも②～⑤に該当)とします。

(2)子育て世帯：入居申込時に同居する小学校就学前の子を扶養している世帯。

(3)母子世帯：配偶者(事実上婚姻関係にある者を含む)のない女子で、同居する満20歳未満の子を扶養している世帯。

(4)新婚世帯：

- ①申込時において、婚姻の届出の日から1年を経過していない方。(戸籍謄本を提出すること)
- ②婚姻の予定があり、3ヶ月以内に入籍される方。(婚姻証明書を提出すること)

※①、②のいずれかの要件に加え、入居申込者とその配偶者(婚姻の予約者)の年齢の合計が申込時において70歳以下であること。

(5)車椅子世帯：身体障害者手帳を所持し、日常的に車椅子を使用している方がいる世帯。(単身不可)

2 風呂、テレビ用アンテナ、網戸について

(1)風呂：市の負担で全て設置していますが、設備に違いがあります。

※注1：風呂のシャワー設備がありません。

(2)テレビ用アンテナ：設置区分が個人の住宅は、テレビ用アンテナを自己負担で設置していただきます。

(3)網戸：必要な方は個人で設置していただきます。

3 駐車場について

(1)有料駐車場：住宅とは別途に契約(駐車場使用請書)が必要となります。

(車を使用される名義人又は同居人で、原則1世帯1台)

(2)駐車場無：敷地の空スペースを無料で使用させてはいますが、随時整備を進めていき有料化を図ります。

また、保管場所使用承諾証明書(車庫証明書)の発行はできませんので御了承のうえ、申込みください。(空スペースは各住宅の管理人にお問い合わせください。)

◎募集住宅の間取り図及び写真を建築住宅課及び各支所産業建設課に用意しておりますので、ご確認のうえ、申込みください。

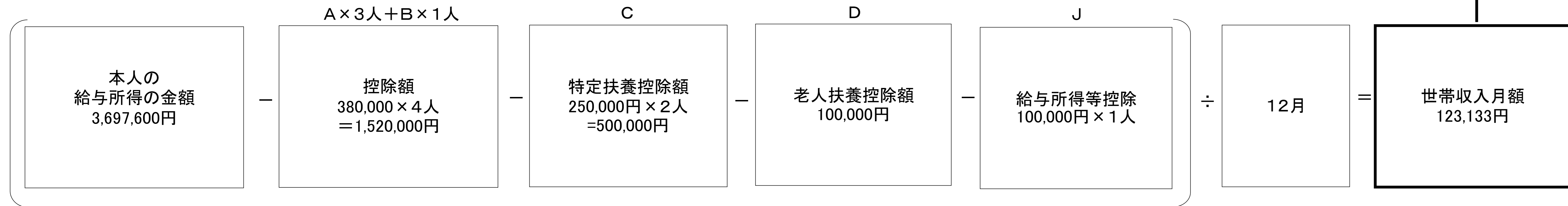
募集住宅の収入分位による家賃

番号	募集住宅名	棟、部屋番号	収入分位 募集区分	一般				裁量	
				1分位	2分位	3分位	4分位	5分位	6分位
				0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000	158,001～186,000	186,001～214,000
1	堂崎町西	2棟 302号	一般	13,700	15,900	18,100	20,500	23,400	27,000
2	永昌町	1棟 404号	一般	18,500	21,300	24,400	27,500	31,500	36,300
3	永昌町	3棟 203号	一般	17,600	20,300	23,200	26,100	29,900	34,500
4	御館山	1棟 404号	一般	20,200	23,300	26,600	30,000	34,300	39,600
5	長田	1棟 209号	一般	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700
6	西園	A棟 402号	子育て	24,800	28,600	32,700	36,900	42,100	48,600
⑦	唐比東	つ棟 3号	一般	19,300	22,300	25,500	28,700	32,800	37,900
⑧	銀杏山	B棟 302号	一般	13,500	15,600	17,800	20,100	23,000	26,500
⑨	宇良	A棟 5号	一般	10,400	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900
10	下里	6棟 22号	一般	21,300	24,600	28,200	31,800	36,300	41,900
11	井崎	A棟 3号	一般	17,200	19,900	22,700	25,600	29,300	33,800
12	西久保	A棟 2号	一般	17,200	19,800	22,700	25,600	29,200	33,700
13	長里	B棟 1号	一般	19,800	22,800	26,100	29,500	33,700	38,900
14	遠竹	D棟 1号	一般	18,900	21,800	24,900	28,100	32,100	37,000

〈例〉西久保住宅A棟2号の場合
当初家賃は「22,700円」となります。

(例)世帯収入月額額の計算方法

本人……会社員 妻……無職 子供………21才の大学生(県外在住)
子供………18才の高校生 母………71才の老人扶養対象者(年金所得なし)



※ 給与所得の金額とは？……給与所得控除後の給与等の金額のことです。

令和4年分 給与所得の源泉徴収票

支払 を受ける者	住所又は居所 諫早市幸町15-6 〇〇アパート〇〇号	氏名 イサハヤ タロウ 諫早 太郎	(受給者番号)
種別	支払金額 5,172,000	給与所得控除後の金額 3,697,600	源泉徴収税額
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
		社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
		損害保険料の控除額	住宅取得等特別控除額

合計所得金額から控除できる内容

控除の種類	控除対象者	控除額(円/人)
A 扶養(同居)控除	入居予定者の内、申込者以外の方	380,000
B 扶養(遠隔地)控除	入居予定者ではないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている方	380,000
C 特定扶養控除	16才以上23才未満の方で所得税法上の扶養親族(配偶者を除く)	250,000
D 老人控除対象配偶者・老人扶養控除	70才以上の控除対象配偶者及び70才以上の所得税法上の扶養親族	100,000
E 障害者控除	・身体障害者手帳3～6級 ・精神障害者保健福祉手帳2～3級 ・療育手帳(知的障害者)B1、B2 上記のいずれかの手帳を所持している方 ※同一人が複数の手帳を所持する場合、重複しての控除はできません。	270,000
F 特別障害者控除	・身体障害者手帳1～2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳(知的障害者)A1、A2 上記のいずれかの手帳を所持している方 ※同一人が複数の手帳を所持する場合、重複しての控除はできません。	400,000
G ひとり親控除(男女問わない)	・現に婚姻(事実婚含む)をしていない者 ・配偶者の生死が明らかでない一定の者 ・生計を一にする子がいること (この場合の子は、総所得金額等が48万円以下であり、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない者に限る) ・合計所得金額が500万円以下	350,000以内で本人の所得の範囲内
H 寡婦控除(離婚)(女性のみ)	・夫と離婚後、現に婚姻(事実婚含む)をしていない者 ・扶養親族(親・祖父母・孫なども対象)がいること (子を扶養している場合は『ひとり親控除』の欄で判定) ・合計所得金額が500万円以下	270,000以内で本人の所得の範囲内
I 寡婦控除(死別等)(女性のみ)	・夫と死別後、現に婚姻(事実婚含む)をしていない者 ・夫の生死が明らかでない一定の者 ・扶養親族の有無は問わない(子を扶養している場合は『ひとり親控除』の欄で判定) ・合計所得金額が500万円以下	270,000以内で本人の所得の範囲内
J 給与所得等控除	給与所得又は公的年金等に係る雑所得がある方	100,000以内で給与所得及び公的年金等に係る雑所得の範囲内